北斗市観光交流センター軽飲食提供施設
運営業務プロポーザル実施要領

令和８年１１月　北海道北斗市

北斗市観光交流センター軽飲食提供施設運営業務プロポーザル実施要領

１　業務概要

（１）業務名

北斗市観光交流センター軽飲食提供施設運営業務

（２）目的

新函館北斗駅を訪れる観光客やビジネス客などの様々な利用者や、地域住民に対し飲食等の提供サービスを行い、北斗市観光交流センターの利便性向上を図るとともに、地域活性化に資することを目的とする。

（３）業務内容

別紙「北斗市観光交流センター軽飲食提供施設運営業務仕様書」のとおり。

（４）業務場所

〒041-1242　北斗市市渡１丁目１番１号

北斗市観光交流センター ２階 軽飲食提供施設

２　参加資格に伴う事項

（１）国内に本店を有する法人若しくは個人事業主、又はこれら複数により構成されるコンソーシアムであること。

（２）提案事業の実施にあたり必要となる許可、免許等を有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

（４）暴力団又はその構成員や、反社会的又は安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等とかかわりがない者であること。

（５）国税及び地方税を滞納していないこと。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中でないこと。

（７）前各号に掲げる者のほか、市長が本プロポーザルへの参加資格を有しないと認める者でないこと。

３　スケジュール

No.	項目	実施日	備考
1	実施要領公表	令和 8 年 11 月 2 日(月)	北斗市公式ホームページへの掲載
2	質問受付期間	令和 8 年 11 月 2 日(月)から 令和 8 年 11 月 24 日(火)まで	電子メールによる受付
3	現地確認	令和 8 年 11 月 10 日(火)から 令和 8 年 11 月 19 日(木)まで	電子メールによる受付
4	質問に対する最終回答日	令和 8 年 11 月 27 日(金)	質問の受付から随時回答 市ＨＰへの掲載
5	参加表明書提出期限	令和 8 年 12 月 4 日(金)	持参又は郵送
6	企画提案書提出期限	令和 8 年 12 月 10 日(木)	持参又は郵送
7	プロポーザル審査会	令和 8 年 12 月中旬	12/17.21.22 のいずれかを予定
8	受託事業者決定	令和 8 年 12 月下旬	
9	契約締結	令和 9 年 1 月中旬	

４　参加申込

（１）実施要領等の配布

・配布期間

令和 8 年 12 月 4 日(金)まで

（市の休日を除く、8 時 30 分から 17 時 00 分まで）

・配布場所

〒049-0192　北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号

北斗市役所 経済部 観光課

北斗市公式ホームページで公表する。

（２）質問の受付及び回答

・受付期間

令和 8 年 11 月 2 日(月)から令和 8 年 11 月 24 日(火)まで

・提出方法

実施要領等の記載事項及び企画提案書等の作成に関し質問がある場合は、質問票（様式４）により電子メールにて提出すること。

電子メールアドレス：kankou@city.hokuto.hokkaido.jp

・回答方法

令和 8 年 11 月 4 日(水)から令和 8 年 11 月 27 日(金)までの間で北斗市公式ホームページに回答を掲載する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答するものであること。

（３）現地確認

・現地確認日

令和 8 年 11 月 10 日(火)から令和 8 年 11 月 19 日(木)までの、土日を除く、17 時 30 分から 19 時 00 分まで

・申込

確認希望日の 3 日前までに、電子メールにより希望日時を申し込むこと。

※複数事業者が同じ日時を希望した場合、調整のうえ変更となる場合がある。

（４）参加表明書及び誓約書の提出

・提出期限

令和 8 年 12 月 4 日(金)まで

・提出場所

〒049-0192　北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号

北斗市役所 経済部 観光課

・提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は一般書留、簡易書留のいずれかによること。）

※持参の場合は、市の休日を除く、8 時 30 分から 17 時 00 分までを受付時間とする。

・提出書類

ア　単独事業者提案の場合

参加表明書（様式 1)、誓約書（様式 3）

イ　コンソーシアムの場合

参加表明書（様式 2)、誓約書（様式 3）

※誓約書は構成員毎に提出すること。

ウ　共通提出書類

(ア)登記簿等

・法人の場合：商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書

・個人事業主の場合：住民票

※参加表明書提出日前 3 か月以内に発行のもの。

(イ)法人、個人事業主等の概要

(ウ)直近 3 事業年度の決算関係書類

・法人の場合：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書

・個人事業主の場合：確定申告書の写し

(エ)納税証明書

・参加表明書提出日前 3 か月以に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを示すもの。

５　企画提案書に関する事項

（１）提出期限

令和 8 年 12 月 10 日(木)　17 時 00 分（必着）

（２）提出場所

〒049-0192　北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号

北斗市役所 経済部 観光課

（３）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は一般書留、簡易書留のいずれかによること。）

（４）提出書類

・企画提案書表紙（様式 5）

・企画提案書（任意様式、枚数制限なし）

提案の内容として、以下の事項について明記すること。

ア　提案者について

イ　運営方針・施設について

ウ　メニュー構成について

エ　販売計画について

オ　利便性・経済効果について

（５）提出部数

・正本 1 部、副本 10 部

（６）企画提案書の作成について

・企画提案書の作成に要した費用は、全て提案者の負担とする。

・企画提案書はＡ4 版で両面印刷（長辺綴じ）とし、ページ番号を記載すること。ただし、必要に応じＡ3 版（Ｚ折り）を含めることは可とする。

・副本には提案者名や法人名等は記載しないこと。

・企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市の業務等で必要な場合は、無償で使用できるものとする。

・誤字や脱字を除き、企画提案書の提出後の変更は認めない。

・提出された企画提案書等は返却しない。

６　審査方法

（１）プロポーザル審査

・提出された企画提案書に基づき、プロポーザル審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。

・審査会は、令和 8 年 12 月中旬に開催する。(17 日(木)、21 日(月)、22 日(火)のいずれか予定)
・審査会の時間は、各提案者 30 分（提案 15 分、質疑 15 分）以内とし、提案者の人数は３名以内とする。

(２)審査基準
・審査項目、内容、評価点は次のとおりとする。
・全ての委員による評価点の平均が 60 点に満たない場合は失格とする。

審査項目	評価基準	配点
１　提案者について	・委託施設を適正に運営可能と考えられる経営基盤と事業実績等を有しているか。	10
２　運営方針・施設について	・北斗市観光交流センターの設置目的と合致し、地域の特性を踏まえた運営方針となっているか。 ・観光客やビジネス客などの多様な利用者のニーズに対応できる取組みとなっているか。 ・新函館北斗駅利用者のみならず地域住民が訪れたくなるような取組みとなっているか。 ・北斗市、道南地域、北海道といった地域の魅力を感じられる提案となっているか。 ・休憩施設の機能向上に資する開放的な内装、レイアウトとなっているか。 ・利用者と従業員等の動線が錯綜することなく円滑に移動できるようなレイアウトとなっているか。	30
３　メニュー構成について	・地元食材を活用したメニュー提案となっているか。 ・ここだけでしか食べられないオリジナリティのある代表的メニューの提案となっているか。 ・季節に応じた旬の食材を活用した特別メニューの検討がされているか。	30
４　販売計画について	・来客数や売上目標等が現実的な数値となっているか。 ・集客につながるようなＰＲの実施計画となっているか。 ・収支見込みに無理がなく、各経費のバランスが適切となっているか。 ・組織体制が適切であり、必要な人員が十分な配置となっているか。	10
５　利便性・経済効果について	・新函館北斗駅周辺の利便性向上に資するような提案となっているか。 ・新函館北斗駅周辺地域の活性化に波及する提案となっているか。	20
合計		100

（3）企画提案審査結果の通知

・全ての提案者に対して審査結果を電子メールにより通知し、最優秀提案者として選定された者を北斗市公式ホームページで公表する。

7　契約手続等

（1）本プロポーザルは北斗市が実施し、審査会の評価結果に基づき受託候補者を決定する。

（2）受託候補者は、北斗市観光交流センターの指定管理者である一般社団法人北斗市観光協会との間で、仕様書及び採択された企画提案書に基づき委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った場合に、委託契約を締結するものとする。

（3）受託候補者との協議が不調に終わった場合、又は受託候補者が契約締結を辞退した場合は、次順位の提案者を受託候補者として繰り上げ、指定管理者との協議を行うものとする。

8　その他特記事項

（1）提案については、各参加者１提案とする。

（2）プロポーザルへの参加者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。

（3）受託候補者特定後、受託候補者が契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は、受託候補者の決定を無効とし、契約を締結しないことがある。

（4）プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

（5）公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

（6）業務内容は、採択されたプロポーザルの内容を基本とするが、北斗市の指示のもと変更修正をできるものとする。

9　担当部局・問い合わせ先

北海道北斗市経済部観光課

〒049-0192　北海道北斗市中央１丁目３番10号

ＴＥＬ：0138-73-3111　ＦＡＸ：0138-73-1415

E-MAIL：kankou@city.hokuto.hokkaido.jp